

2020年4月1日から、

屋内は原則禁煙です



改正健康増進法における喫煙ルール

- 二人以上の方が出入りする施設は、原則屋内禁煙です。喫煙室を設置する場合、基準を満たす必要があります。
- 喫煙できる場所に、20歳未満の方を立ち入らせてはいけません。



喫煙をする際の配慮義務等（第27条の2）

- ✓ 施設等の管理権原者は、喫煙をできる場所を定める際は、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければなりません。

違反した場合、法により罰則等の対象となる場合があります。



詳しくは「なくそう!望まない受動喫煙」サイトをご覧ください
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙

